

甲 第 1 号 議 案

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 5 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例

岡山市介護保険条例（平成12年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「33,264円」を「27,720円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、令第39条第6項に規定する保険料の減額賦課に係る同条第1項第2号に該当する者の令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、年額42,504円とする。
- 4 第1項第3号の規定にかかわらず、令第39条第7項に規定する保険料の減額賦課に係る同条第1項第3号に該当する者の令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、年額53,592円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年6月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岡山市介護保険条例の規定は、令和元年度分の介護保険料から適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

## 提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和元年度及び令和2年度の介護保険料の額の一部を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。